別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 / 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	100,000
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	90,000
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	48,700	80,000
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	46,900	60,000
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	45,100	40,000
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	43,300	20,000
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	41,500	
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	39,700	
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	37,900	
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	36,100	
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	34,700	
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	33,300	
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	31,900	
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	30,500	
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	29,100	
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	27,700	
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	26,300	
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	25,700	
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	25,100	
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	24,100	
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	23,500	
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	22,900	
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	22,300	
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	21,700	
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	20,900	
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	20,600	
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	20,200	
31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	19,600	
32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	18,700	
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	17,800	
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	17,100	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2　この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四三

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の九十三」を「六月に支給する場合においては百分の九十三」に改め、「以下」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の百六以上百分の百七十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十二以上百分の二百十以下）」を加え、同号ロ中「百分の八十二・五」を「六月に支給する場合においては百分の八十二・五」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十四以上百分の百六未満（特定管理職員にあつては、百分の百十七以上百分の百三十二未満）」を加え、同号ハ中「百分の七十二」を「六月に支給する場合においては百分の八十二（特定管理職員にあつては、百分の百二）」を加え、同号ニ中「百分の七十二」を「六月に支給する場合においては百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二未満）」を加え、同項第二号イ中「百分の百三」を「六月に支給する場合においては百分の百三」に改め、「以下」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の百十八以上百分の百八十二以下（特定管理職員にあつては、百分の百六十八以上百分の二百四十六以下）」を加え、同号ロ中「百分の八十五」を「六月に支給する場合においては百分の八十五」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五以上百分の百十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十以上百分の百六十八未満）」を加え、同号ハ中「百分の六十七」を「六月に支給する場合においては百分の六十七」に改め、「百分の八十二」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の七十七（特定管理職員にあつては、百分の九十二）」を加え、同号ニ中「百分の六十七」を「六月に支給する場合においては百分の六十七」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の七十七未満（特定管理職員にあつては、百分の九十二未満）」を加え、同項第三号イ中「百分の九十二」を「六月に支給する場合においては百分の九十二」に改め、「消費者庁長官（」の下に「以下このイ及び」を、「百分の八十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十八以上百分の百八十以下（事務次官等にあつては、百分の九十）」を加え、同号ロ中「百分の八十」を「六月に支給する場合においては百分の八十、十二月に支給する場合においては百分の八十五」に改め、同号ハ中「百分の八十」を「六月に支給する場合においては百分の八十五」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の三十五」を「六月に支給する場合においては百分の三十五」に改め、「超）」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十超（特定管理職員にあつては、百分の五十超）」を加え、同号ロ中「百分の三十五」を「六月に支給する場合においては百分の三十五」に改め、「百分の四十五）」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を加え、同号ハ中「百分の三十五」を「六月に支給する場合においては百分の三十五」に改め、「未満）」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十未満（特定管理職員にあつては、百分の五十未満）」を加え、同項第二号イ中「百分の三十七・五」を「六月に支給する場合においては百分の三十七・五」に改め、「以上）」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十三以上（特定管理職員にあつては、百分の五十九・五以上）」を加え、同号ロ中「百分の三十三」